

令和3年二定補正予算案（産業労働局）のポイント

＜予算額1, 121億円＞

1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策 801億円

◎感染拡大防止に向けた事業者の取組を後押し

- ・都内の飲食店以外の大規模施設に対して休業を要請することに伴い支給する協力金について、国の制度が事業規模に応じた支給に変更となったこと等から、必要な経費を計上
- ・都内中小企業等へワクチン接種等に係る雇用環境整備のための助言を行う専門家を派遣
- ・ガイドラインに沿った感染防止対策に取り組む中小企業等への助成金の申請期限を延長（6月末→10月末）

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実 297億円

（1）中小企業の資金繰り支援 70億円

- ・感染症の影響を受けながらも事業転換等で新しい成長を目指す企業を支援する「コロナ対応事業転換等支援融資」（仮称）を新設（融資目標額100億円）
- ・「新型コロナウイルス感染症対応融資」の保証料補助を拡充（融資額8千万円まで負担ゼロ等）

（2）事業継続の下支えと新たな事業展開に向けたサポート 221億円

- ・都内の中小企業者等を対象に、国の月次支援金に都独自に支援金額を加算するとともに、月次支援金の支給対象外となる事業者一部まで対象事業者を拡大
- ・国の一時支援金等を受けた事業者の前向きな取組をサポート
専門家派遣、ECサイトへの出店等販路拡大助成、新事業展開等の支援
- ・飲食事業者のデリバリー等導入費用助成の申請期限を延長（6月末→10月末）

（3）雇用の維持と求職者のステップアップに向けた後押し 5.9億円

- ・雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業等が行う、非常時における職場環境整備に対する奨励金の規模を拡大（3,000件→6,300件）
- ・在職中の求職者を主な対象に、ステップアップにつながる短期間・短時間の訓練を実施

3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組 23億円

（1）人流の抑制（テレワークの定着に向けた取組等） 2.5億円

- ・事業者が宿泊施設をテレワーク利用する際の借上経費の支援について、期間を延長（6月末→10月末）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供期間を延長（6月末→10月末）
- ・テレワークの定着に向け、身近な場所で実施できる環境を整備するため、地域の経済団体や中小企業の店舗等に小規模テレワークコーナーを設置する経費を補助

（2）観光事業者の経営のサポートと観光産業の活性化 20.8億円

- ・都内宿泊施設における非接触型サービス導入や感染防止対策の取組への支援を拡充
- ・観光事業者が専門家のアドバイスを受け実施する経営改善の取組に係る費用を補助
- ・観光事業者によるオンラインを活用したツアーについて、海外向けのオンラインツアーを造成する場合の支援を拡充
- ・宿泊事業者が企画する新たな滞在プランの提供に係る環境整備の取組を支援

令和3年二定補正予算案(産業労働局)の概要

1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策

801億円

◎感染拡大防止に向けた事業者の取組を後押し

○休業要請を行う大規模施設に対する協力金【拡充】

730億円

都内の飲食店以外の大規模施設に対して休業を要請することに伴い4月25日以降支給する「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」について、国の制度が定額支給から事業規模に応じた支給に変更となったこと等に伴い、追加経費を計上

【主な変更点】

1,000m ² 超の大規模施設	1施設当たり20万円/日	→	休業面積1,000m ² 当たり20万円/日
テナント	1施設当たり2万円/日		休業面積100m ² 当たり2万円/日

※ 都が要請する休業期間中、全面的にご協力いただいた事業者に支給

○新型コロナワクチン接種等雇用環境整備支援事業

0.2億円

都内中小企業の従業員が安心してワクチンを接種できる雇用環境の整備を推進するため、ワクチン接種等特別休暇制度を整備する都内中小企業等に対して、助言を行う専門家を派遣
・規模:600回(200社×3回)

○中小企業等による感染症対策助成事業【拡充】

70.8億円

コロナ対策リーダーを置く飲食店、都内中小企業、グループ等に対して、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を助成

・申請期日延長:6月末→10月末
助成限度額30千円～2,000千円 助成率:2/3～4/5

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実

297億円

(1) 中小企業の資金繰り支援

○中小企業制度融資等【拡充】

70億円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の業態転換やDXの推進、新事業への取組を支援するため、「コロナ対応事業転換等支援融資」(仮称)を新設し、融資に係る預託金や信用保証料補助額を計上するとともに、「新型コロナウイルス感染症対応融資」について、信用保証料の補助を拡充

融資メニュー名	①コロナ対応事業転換等支援融資(仮称)	②新型コロナウイルス感染症対応融資
融資概要	感染症の影響を受けた事業者の業態転換やDXの推進、新事業への取組を支援	感染症の影響を受けた事業者の経営改善を金融機関の伴走支援により後押し
融資目標額	100億円	1兆円
融資限度額	2.8億円	2.8億円
金 利	1.5%以内～2.2%以内 ※ テレワーク導入等に伴う優遇あり	1.5%以内～2.2%以内
売上要件(コロナ前比)	▲5%以上	▲15%以上
信用保証料事業者負担	〔融資額8千万円迄〕負担なし 〔融資額8千万円超〕 1/4	〔融資額4千万円迄〕 従来0.2% ⇒ 負担なし 〔融資額8千万円迄〕 従来1/4 ⇒ 負担なし 〔融資額8千万円超〕 従来1/2 ⇒ 1/4

(2)事業継続の下支えと新たな事業展開に向けたサポート

○東京都中小企業者等月次支援給付金

202億円

令和3年4月に発令された緊急事態措置等に伴う、飲食店の休業や営業時間の短縮等の影響により売上高が減少した都内中小企業者等を対象に、国が給付する月次支援金に対して都独自に支援金額を加算するとともに、月次支援金の支給対象外となる事業者一部まで対象事業者を拡大

売上減少率	国による支援	都独自の支援	合計
50%以上	法人 40万円	10万円 (40万円)	50万円 (80万円)
	個人 20万円	5万円 (20万円)	25万円 (40万円)
30%以上 ～50%未満	法人 なし	20万円	20万円
	個人 なし	10万円	10万円

※ () 内は酒類販売事業者への支援額

※ 金額は支援上限額であり2か月分の額

○一時支援金等受給者向け緊急支援事業

10.4億円

国の一時支援金等を受給した都内中小企業等に対して、直面する課題を解決し、経営の改善等を図るため、専門家派遣や販路拡大助成、新事業展開等の支援を実施

【専門家派遣】規模:400回(100社×4回)

【販路拡大助成】規模:100社 助成限度額:1,500千円 助成率:4/5

【新事業展開等】機器導入経費等の4/5を助成

助成限度額:対象により3,000千円～30,000千円

○飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【拡充】

9.1億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、業態転換に取り組む都内飲食事業者を支援するため、宅配やテイクアウトサービス、移動販売等を新たに開始する際の初期費用等を助成

・申請期日延長:6月末→10月末 助成限度額:1,000千円 助成率:4/5

(3)雇用の維持と求職者のステップアップに向けた後押し

○新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業【拡充】

4.8億円

雇用調整助成金等の支給決定を受けた都内中小企業を対象に、非常時の勤務体制づくりや特別休暇制度の整備等の取組に対し、奨励金を支給

・申請期日延長:6月末→10月末 規模:3,000件→6,300件 支給額10万円

○新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る短期間・短時間委託訓練

1.1億円

新型コロナウイルス感染症の影響により不安定な就労状態にある在職者を主な対象として、職業能力を向上させ、ステップアップに結び付けられるよう、短期間・短時間の委託訓練を新たに実施

・IT資格、介護などの訓練を実施 規模:1,000人

3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組

23億円

(1) 人流の抑制(テレワークの定着に向けた取組等)

○宿泊施設テレワーク利用促進事業【拡充】

0.6億円

事業者が宿泊施設をテレワークのために利用する際の経費を助成することで、宿泊施設の新たなビジネス展開をより一層支援するとともに、「新しい日常」における事業者の働き方改革を促進

- ・実施期間延長(6月末→10月末)

規模:20件→40件 補助限度額:1,000千円/月(最大3か月)

○多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供【拡充】

0.2億円

多摩地域の宿泊施設を活用し、希望者にサテライトオフィスとして安価に提供することで、テレワークを一層推進し、都心への人流を抑制するとともに、都内宿泊施設を支援

- ・実施期間延長:6月末→10月末 規模:200室/日

補助限度額:1日1室5,000円 自己負担額:1日1室1,000円

○小規模テレワークコーナー設置促進事業

1.7億円

テレワークの実施を一層定着させるため、地域の経済団体や中小企業の店舗等に小規模テレワークコーナーを設置する経費を補助

【ボックス型サテライトオフィスモデル設置】

- ・規模:10件 補助上限額:6,000千円 補助率:4/5(特例10/10)

【小規模テレワークコーナー設置】

- ・規模:100件 補助上限額:500千円 補助率:1/2

(2) 観光事業者の経営のサポートと観光産業の活性化

○宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業【拡充】

19.4億円

宿泊施設が非接触型サービスの導入や施設整備等の新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を補助

- ・規模:1200施設 補助率:2/3

補助限度額:4,000千円(消耗品購入のみの場合は1,000千円)

○アドバイザーを活用した観光事業者支援事業

0.5億円

観光事業者が専門家のアドバイスを受け実施する、経費削減や顧客獲得などの経営改善に向けた取組を支援

- ・規模:50件 補助限度額:1,000千円(1事業者当たり) 補助率:2/3

○観光事業者のオンラインツアー造成支援事業【拡充】

0.5億円

観光事業者が、VR等新技術を活用するなどオンラインで実施する旅行商品の造成を支援

- ・海外向けのオンラインツアー造成する場合

補助率:2/3

補助限度額:1,500千円(コンテンツ制作を含む場合は3,000千円)

○宿泊施設の新たな活用に向けた客室等の環境整備支援事業

0.5億円

宿泊施設の新たな需要を開拓するとともに、人流の抑制を図るため、宿泊事業者が企画する新たな滞在プランの提供に係る環境整備の取組を支援

- ・規模:50件 補助限度額:1,000千円 補助率:2/3

合計

1,121億円

※端数処理の関係上、合計等に一致しないことがあります。